

LASSIC FC チーム規約

第1条 本規約

本規約では、LASSIC FC について必要な事項について定める。

第2条 名称・本拠地

本クラブ『LASSIC FC(ラシックエフシー)』と称し、中学生を対象としたサッカークラブチームである。LASSIC FC は福山市北部地域を拠点として活動を行うクラブである。

主な練習拠点は駅家公園運動場(福山市駅家町 35-29)とする。

第3条 理念

本クラブは『自分で選択して行動ができる人材育成』を理念として活動を行うクラブである。

第4条 入会資格

本クラブの入会資格は以下の要件を全て満たし、入会申込書を提出した者とする。

- ・スポーツ活動に適した、心身ともに健康な状態にある者
- ・本クラブの趣旨に賛同し、規約を遵守できる者
- ・親権者の許可を得た者
- ・日本サッカー協会の選手登録を本チームで行うこと

第5条 会費

年会費及び月会費は以下の通りとする。

年会費 16,500(税込)

月会費 11,000(税込)

※年会費は入会月に関わらず一律とする

※スポーツ保険料/日本サッカー協会選手登録費は含まれる。

年会費の支払いは毎年度4月の会費と共に徴収する。

会費の徴収方法は別途案内を行う。

一旦納入した年会費・月会費は返金しない。

第6条 別途費用

以下の項目については、別途実費負担とする。

- ・遠征や合宿に関わる費用
- ・本クラブ指定の物品購入代金
- ・練習や試合会場への交通費

第7条 休会

傷病など特別な場合、本クラブの了承を得て休会することができる。

休会を希望する場合は、休会を希望する前月10日までに休会届を提出すること。

ただし、突発的な傷病についてはこの限りではない。

第8条 退会

退会については以下の通りとする。

退会を希望する場合、退会を希望する月の前月10日までに所定の用紙を提出し、承認を得るものとする。

月会費の滞納が3ヶ月あった場合は自動退会とする。

第9条 除名

本クラブは、本規約に違反したり本クラブの名誉や品格を損なう言動をしたりするなど、会員として相応しくないと判断された者を除名することができる。

第10条 休講

本クラブは、以下の理由により施設の場所変更、または休講することができる。

天候不良や天災等によりグラウンドコンディションが不良な時。

社会情勢や経済状況に重大な異変がある時。

その他、本クラブが開催不可と判断した時。

第11条 遵守事項

会員及びその保護者は以下の事項を守らなければならない。

- ・本クラブの目的に沿うように努めること
- ・本クラブの名誉を汚すようなことをしない
- ・本規約を含め、本クラブが定める規約を遵守すること
- ・本クラブが指定したユニフォームを着用の上、活動すること

第12条 活動中の怪我と保険加入

選手は本クラブが指定するスポーツ保険に加入すること。

スポーツ保険にかかる費用はクラブが負担することとする。

選手は保険加入手続きが完了するまで、練習には参加できない。

万が一、保険加入前に活動に参加し、怪我をした場合、本クラブは一切賠償責任を負わない。

活動中や移動中の障害については加入スポーツ安全協会保険の補償適用範囲内のみとし

それ以外は一切の責任を負わないものとする。

第 13 条 盗難・紛失

練習中に生じた盗難や紛失について、本クラブは一切損害賠償責任を負わない。

第 14 条 個人情報の管理

本クラブは、会員が入会・在籍に関して知り得た個人情報について

以下の目的(これらと相当の関連性を有すると合理的に認められる目的を含む)でのみ利用する。

- ・本クラブの運営及び活動ならびに情報管理、書類面の発送や連絡
- ・本クラブの案内や挨拶状などの発送
- ・法律及び規則で認められた場合ならびに公的機関からの要請などにより

本クラブが第三者への提供が必要と判断した場合

- ・その他本クラブが本クラブの運営のために利用(第三者への提供を含む)が必要と判断した場合

第 15 条 活動中の写真や動画の掲載について

本クラブの運営や広報活動のため、本クラブの活動中の写真や動画などを SNS (instagram,twitter,facebook など)上に掲載することがある。

クラブ生及びその保護者はこれを了承の上、入会するものとする。

第 16 条 本規約の改定

本規約は、本クラブが必要と認めた場合に限り、本規約の改定を行うことができるものとする。

その改定内容は全クラブ生に通知、適用されるものとする。

第 17 条 利用規則

本規約の定めない事項については、必要に応じて本クラブが適宜これを定める。

第 18 条 免責

会員が本クラブ施設を利用中、事故の責任に帰すべき理由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合には、その賠償を会員が負うものとする。

本規約は 2023 年 4 月 1 日より施行
以上